

内容見本  
(B5判縮小)

32

第1章 相続争い(争族)の防止対策に関する落とし穴

【9】自社株の大半を子へ生前贈与し、会社の代表を譲り一役員へと退いたが、その後の親子関係の悪化により、役員を辞任することになった場合

A社の創業者である父は、自社株が最も低くなつたと思われるタイミングで後継者の長男へ大半の自社株を生前贈与し、代表者も長男と交代し、取締役会長としてA社に残ることとしました。

しかし、その後、親子関係が悪化し、父は株主総会で役員を降りなければならぬことになりました。

このような事態が少しでも懸念される場合には、どのように対応しておけばよかつたのでしょうか。

●落とし穴

相談事例の場合、長男が大半の株式を所有することになれば、株主総会において役員人事も長男の意思によって決めることができるのである。そのため、株主総会において、役員の任期満了に伴う改選で父は取締役を辞任せざるを得ないことも起こり得る。



○対応策

株式会社(全株式譲渡制限会社に限る。)又は合同会社の場合には、所有株式数と議決権数は、定款の定めによって異なる取り扱いとすることができますので、父は株式を贈与する前に定款を変更し、父が保有する株式については、1株に対し多くの議決権を与えることとし、議決権の過半数をキープしておくようにする。

解説

株式会社では、株主が保有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければなりません(会社100条)。そして、株主は、その持株数に応じて、議決権を行使し(会社308条)、配当を受け取る(会社454条)。会社が解散するときには残余財産の分配を受け

34

第1章 相続争い(争族)の防止対策に関する落とし穴

株主	所有株式数		議決権数		
	贈与前	贈与後	贈与前	贈与後	父死亡後 (長男が後続を相続)
父	100株	1株	10000個	100個	-
母	-	1株	-	100個	100個
長男	-	98株	-	98個	99個
合計	100株	100株	10000個	298個	199個

所有株式の大半は、長男へ贈与によって移転していますが、議決権は父及び母で過半数を有することとなりますので、長男に対する牽制になります。

なお、合同会社の社員は、(定款に別段の定めがある場合を除き)持分会社の業務を執行し(会社500条)、社員が2名以上いるときは、(定款に別段の定めがある場合を除き)当該業務を社員の過半数をもって決定します(会社590条)。

業務執行社員を定めた場合は、合同会社の業務は、(定款に別段の定めがある場合を除き)業務執行社員の過半数をもって決定します(会社591条)。

以上のことから、業務の執行については、定款で特定の社員に対して過半数を付与する旨などを規定すれば、田代口数にかかわらず、特定の社員に決定権を与えること

新日本法規出版株式会社

本社 T460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 T162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 T060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 T981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 T162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
岡山支社 T337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 T460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 T460-0037 大阪市中央区平野町2丁目1番12号  
広島支社 T703-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 T703-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 T810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.10.15 10:00:19)

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インク」を使用しています。

しかし、全株式譲渡制限会社に限っては、株主平等原則の例外が認められています(会社109条)。そのため、会社法108条に規定する種類株式(無議決権株式など)を発行することなく、特定の株主に対して議決権を多く与えたりすることができます。

専門的な定めとして、具体的には以下のようない定めが可能です。

- ① 剰余金の配当について  
・持株数にかかわらず、全員同額にする。  
・一株主が受けれる剰余金の配当額に上限を設ける。  
・特定の株主には配当を行わない。
- ② 残余財産の分配について  
・特定の資産について、特定の株主に分配する。
- ③ 株主総会における議決権について  
・持株数にかかわらず、全株主の議決権数を同じにする(頭数議決権)。  
・特定の株主の所有株式について、一枚複数議決権を認める。  
・未成年者の株主の議決権を認めない。
- ④ その他について  
・取締役の資格を一定数以上の株式を保有する株主に限る。

<種類株式と専門的な株式の差異>

種類 株式	対象となる会社	設定内容	定款	登記	権利の帰属
種類 株式	公開会社でも発行可能な種類株式がある	株式の権利内容に差異を設定	記載要	必要	株式に帰属(株式が異動すれば権利も異動する)
専門的な 株式	非公開会社(全ての株式について議決権限のある会社)だけが規定することができる	特定の株主について専門的な取扱いを設定	記載要	不要	人に帰属(株式が異動しても権利は異動しない)

そこで、株主総会における議決権行使について、特定の株主に多く議決権を付与する定款に変更した場合の議決権数を【該例】で確認します。

【該例】

父が100% (発行済株式数100株) 所有する会社の株式を、専門的な定めによって、「父及び母が所有する株式について、1株当たり100個の議決権を有する」ものとした上で、母へ1株、長男へ98株を生前贈与することとする。

【56】相続税の税務調査において、相続人名義となっている株式について被相続人の財産として認定される場合

亡くなった父の相続税の税務調査で、相続人名義となっている上場株式と、父が創設した会社の非上場株式等について、父の財産と認定され、修正申告をすることになりました。

相続税の税務調査で、名義株式として認定されることがないようにするには、どのようにしておけばよかったです。

相談事例の場合、上場株式については、父と同じ証券会社で、父任せで投資運用をしていて、相続人はその内容について知らなかった場合は名義株式と判定される。

また、父が創設した会社の非上場株式等についても、贈与があったことを立証することができなかつた場合は、同様に父の財産と認定される。

●落とし穴

株式の名義人が眞の所有者であるか否かの判断においては、贈与税の申告や配当金の所得税の申告だけをもって、名義人の株式と主張しても認められないこともあります。そのため、その株式の取得の原資を名義人が出捐していること及び

○対応策

株式の名義人が眞の所有者であるか否かの判断においては、贈与税の申告や配当金の所得税の申告だけをもって、名義人の株式と主張しても認められないこともあります。そのため、その株式の取得の原資を名義人が出捐していること及び

失敗事例から得た落とし穴と、その対応策を提示!

税理士が陥りやすい

# 相続対策の落とし穴

—「争族」防止・納税資金・税額軽減・納税申告—

著 山本 和義(税理士)

税理士が陥りやすい  
相続対策の落とし穴  
—「争族」防止・納税資金・税額軽減・納税申告—

著 山本 和義(税理士)

ISBN978-4-86374-212-2  
B5判・総頁236頁  
定価3,300円(本体3,000円)  
送料460円

0120-089-339  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!  
定価2,970円(本体2,700円)

新日本法規出版

f 公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



# 掲載内容

◎各章の内容を一部省略しております。また内容を一部変更することがありますのでご了承ください。

## 序章 相続対策の取り組み方

- 1 相続対策の基本3本柱
- 2 相続対策を始める前にしておくべきこと
- 3 どのステップでもできる相続対策
- 4 家族の幸せ対策
- 5 相続税だけでなく、法人税や所得税、贈与なども考慮した対策

## 第1章 相続争い(争族)の防止対策に関する落とし穴

- [1] 遺言書に記載した内容が不十分であったため、遺産分割協議が必要となる場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、甲よりも先(又は同時に)、乙又は丙が死亡した場合に、死亡した者の遺言の該当部分は失効してしまう。そのため、受遺者の相続人が代襲相続することではなく、遺言者の相続人が遺産分割協議によって相続することになる。  
そのため、丁も遺産分割協議によって、遺産を取得する可能性がある。
- [2] 全ての特例対象宅地等について遺言書を残さなかったことにより、小規模宅地等の特例の適用を受けることができなくなる場合  
●落とし穴  
小規模宅地等の特例の適用を受けるためには、特例対象宅地等を相続した全員の選択同意がある場合などが要件とされている。そのため、遺言書によって取得する事業用宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を受けようとする場合には、未分割である貸宅地も特例対象宅地等に該当することになるため、相続税の期限内申告において、共同相続人全員による選択同意が得られない場合には、小規模宅地等の特例の適用を受けることができない。
- [3] 特定の相続人にだけ相続させ、その他の財産については、知人に遺贈する内容の遺言書を残す場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、乙が遺贈の放棄をしたことによって乙が受けたべきであった財産は、甲の共同相続人が相続することになる。  
なお、弟が相続した財産については特別受益と判定され、みなしあ相続財産に法定相続分を乗じて計算した金額から、弟の受けた特別受益の額を控除した残額がない場合には、弟は乙の遺贈の放棄により帰属する相続財産はないことになる。
- [4] 「その他の財産は○○に相続させる」とした遺言書を残す場合  
●落とし穴  
遺言書の解釈に当たって、遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、遺言者の真意を探求すべきとする最高裁判決があることから、相談事例の場合、遺言書の内容によっては、長男が相続することができるとは限らない。
- [5] 遺言書を残しておかなかったことにより、会社の後継者に必要な資産を相続させたいとの願いを実現することができない場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、甲が遺言書を残さなければ、法定相続分によって遺産分割協議が行われ、長男がA社の後継者として必要な資産を相続することができなくなる可能性がある。また、未分割の株式は準共有状態になりA社の事業承継に支障が生じることもある。
- [6] 相続人でない甥に遺産を残す方法として、養子縁組か遺言書のいずれかの方法を検討する場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、甲は、甥と養子縁組を行う

## 第2章 相続税の納税資金対策に関する落とし穴

- [1] 貸宅地の物納を検討する場合  
●落とし穴  
貸宅地の物納は、管理処分不適格財産と勘違いし、代わりに土地に権利関係が生じていない不動産(更地など)を物納などによって処分すると、有効活用ができる不動産や自由に換金処分ができる優良な不動産を失うことになる。
- [2] 上場株式等の物納を検討する場合  
●落とし穴  
物納は、金銭納付が困難な相続人の選択により例外的に認められている。金銭納付が困難な場合には、上場株式等は物納に充てることができる財産であることから、定められた申請期限までに物納申請書など一定の書類の提出をすれば物納が認められる。  
上場株式等は物納に充てができる財産の第1順位の財産であり、その財産を換金処分して相続税の納税に充てる必要はない。
- [3] 相続財産に多額の現預金が残されている場合でも、物納を選択できる場合  
●落とし穴  
物納の要件は、金銭納付が困難である場合に限られている。そのため、相続財産の中に多額の現預金がある場合に、物納を検討する相続人が多くの現預金を相続すると金銭納付困難事由に該当せず、物納は許可されない。
- [4] 相続税の納税資金に活用しようと考えていた生命保険金が、長生きをすることにより使えないくなる場合  
●落とし穴  
満期がある生命保険金は、長生きすると満期を迎えるまで保険金を受け取ることになる。満期保険金は死亡保険金よりも金額は少なく、かつ、相続税において死亡保険金の非課税規定の適用を受けることができない。
- [5] 相続した株式の一部を会社が買い取り、そのまま代金で相続税を支払う場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、相続財産に占めるA社株式の割合が高い場合には、その株価を引き下げて相続税を軽減しないと相続税の納税ができなくなるが、持株会社の設立などの対策はコストがかかる。

## 第3章 相続税の軽減対策に関する落とし穴(生前対策)

- [16] 養子縁組による相続税対策として、実子の他に複数養子縁組をする場合  
●落とし穴  
相続税の基礎控除額、相続税の総額の計算、生命保険金の非課税規定及び退職手当金の非課税規定の適用に当たっては、実子がいる場合、原則として複数の養子は1人と数えることとされているため、相続税の軽減効果は期待できない。
- [17] 都心のタワーマンション取得による相続税対策を行う場合  
●落とし穴  
都心のタワーマンションは、一般的に時価と相続税評価額の乖離が大きく、その評価差額によって相続税が軽減される。また、貸付の用に供していれば、家屋は「貸家」として、その敷地は「貸家建付地」として評価され、さらに「貸付事業用宅地等」として200mまでの部分について通常の評価額から50%減額を受けることもできることから、相当額の相続税の軽減につながる。  
しかし、養子縁組によって相続税の軽減効果は期待できるものの、法定相続割合が変動することから、遺産分割協議が紛糾する可能性に留意が必要となる。
- [18] 非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けようとする場合  
●落とし穴  
非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けようと考へる場合には、自社株の相続税評価額を引き下げるから納税猶予の適用を受けるにしなければ、納税猶予の適用を受ける相続人だけでなく、共同相続人の相続税が重くなる。
- [19] 賃貸アパートの借入金を完済したため、当該アパートを子へ贈与する場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、賃貸アパートだけを贈与すると、敷金の清算が行われないので、「負担贈与」に該当する。そのため、贈与税はアパートの時価から負担(敷金)を控除した残額(900万円)が贈与税の課税価格となり、贈与税は147万円となる。
- [20] 相続人でない孫に、死亡保険金の受取人として財産を与える場合  
●落とし穴  
相続人でない孫が死亡保険金を受け取った場合、①生命保険金の非課税規定の適用を受けることができない、②孫は相続税額の2割加算の対象者となるなど、相続税の課税上不利なことがある。
- [21] 「家なき子」として小規模宅地等の特例の適用を受けるために対策を実行していくも、税制改正によって効果が消滅する場合  
●落とし穴  
平成30年度の税制改正において、「家なき子」の対象者の見直しが行われ、自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがない親族から、改正後は、その親族の三親等内の親族などが所有する家屋に居住したことがない親族とされた。そのため、養子縁組をすることで相続人の子がその宅地等を相続しても、養子縁組が行われたのが平成30年度の税制改正前であっても、令和2年4月1日以後に開始した相続では、「家なき子」に該当しなくなることから、小規模宅地等の特例の適用の対象とはならない。
- [22] 相続時精算課税によって取得した財産の相続税評価額が、相続時には贈与を受けたときよりも低くなる場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、相続財産に占めるA社株式の割合が高い場合には、その株価を引き下げて相続税を軽減しないと相続税の納税ができなくなるが、持株会社の設立などの対策はコストがかかる。
- [23] 住宅取得等資金の贈与を受けたが、贈与税の期限内申告をしていなかった場合  
●落とし穴  
この場合、相続税の贈与を受けた相続人の相続税だけでなく、共同相続人全員の相続税が重くなる。
- [24] 使用貸借による「土地の無償返還に関する届出書」を提出していた場合における、その土地の相続税評価額は  
●落とし穴  
この場合、贈与を受けた財産がその後値下がりした場合は、贈与を受けたときと比較すると相続税が重くなる。この場合、相続時精算課税の贈与を受けた相続人の相続税だけでなく、共同相続人全員の相続税が重くなる。
- [25] 二方路線に面する土地をどのように遺産分割して取得するかによって、相続税評価額に差が生じる場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、長男が、父のA社株式を全株相続すると、長男は同族株主に該当し、原則的評価方式によって評価されることになる。そのため、相続開始後においては母が相続して、母の相続対策でA社株式を子や孫へ贈与するなどの方法が考えられるが、対応策にあらわれていない。
- [26] 地積規模の大きな宅地に該当しない土地を、利用区分を変えるなどすることで、地積規模の大きな宅地として評価する場合  
●落とし穴  
この場合、贈与を受けた財産がその後値下がりした場合は、贈与を受けたときと比較すると相続税が重くなる。
- [27] 3期連続無配である赤字の会社の自社株の相続税評価額は  
●落とし穴  
この場合、贈与を受けた財産がその後値下がりした場合は、贈与を受けたときと比較すると相続税が重くなる。
- [28] 類似業種比準要素の全てが0(ゼロ)の会社の自社株の相続税評価額は  
●落とし穴  
この場合、贈与を受けた財産がその後値下がりした場合は、贈与を受けたときと比較すると相続税が重くなる。
- [29] 業績不振に陥ったことから事業を縮小するに当たり、後継者へ自社株を移転する場合の自社株の相続税評価額は  
●落とし穴  
この場合、贈与を受けた財産がその後値下がりした場合は、贈与を受けたときと比較すると相続税が重くなる。
- [30] 烟姫關係終了届を提出することによって、自社株の評価方式が変わる場合  
●落とし穴  
この場合、贈与を受けた財産がその後値下がりした場合は、贈与を受けたときと比較すると相続税が重くなる。
- [31] 贈与税の配偶者控除によって配偶者に居住用不動産を贈与しても、期待するような相続税の軽減にならない場合  
●落とし穴  
この場合、贈与を受けた財産がその後値下がりした場合は、贈与を受けたときと比較すると相続税が重くなる。
- [32] 相続税対策をしていた中、逆縁が発生した場合  
●落とし穴  
相続対策は、一定の前提条件を基に立案して対策を実行することになるため、前提条件が異なれば相続対策の効果が消滅・減殺、又は逆効果となる。
- [33] 被相続人の正味財産が相続税の基礎控除額以下でも相続税が課税される場合  
●落とし穴  
被相続人の正味財産(債務等を控除した後の財産)に生前贈与加算した金額が、相続税の基礎控除額以下であれば、相続税は課されない。しかし、相続人が取得した財産の価額等から債務等を控除した金額が赤字である場合には純資産額は0とし、その価額に生前贈与加算をして各相続人の課税価格が算出される。そのため、遺産分割によっては、各相続人等の課税価格の合計額が基礎控除額を超える計算結果となり、相続税が課されることがある。
- [34] 遺産分割協議が調わなかったために、非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けることができない場合  
●落とし穴  
非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けようと考へる場合には、都是A社株式の贈与が行われたとする事実の立証ができないと相続税の更正の請求は認められない。
- [35] 相続時精算課税と住宅取得等資金の贈与に関する留意点は  
●落とし穴  
平成21年1月1日から「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」が創設された。この住宅取得等資金の贈与については、非課税贈与とされている。しかし、平成15年~21年の住宅取得等資金の贈与で、相続時精算課税による贈与(1000万円)は非課税贈与に当たらない。そのため、住宅資金特別控除による贈与も相続時精算課税贈与に該当することから全額が相続財産に加算される。
- [36] 非上場株式等についての相続税の納税猶予が取消しになる場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、特例経営承継期間中に叔父が亡くなっているが、相続時精算課税

- 所有株式数は250株+120株=370株となり、乙が特別関係者の中で筆頭株主となる。この場合、納税猶予を受けている甲の議決権数を上回ることになり、納税猶予額の全部について納税の猶予に係る期限が到来することになる。
- [36] 同族株主が取得する株式でも、支配権を有しない同族株主を中心的な同族株主に該当しない場合  
●落とし穴  
相談事例の場合、長男が、父のA社株式を全株相続すると、長男は同族株主に該当し、原則的評価方式によって評価されることになる。そのため、相続開始後においては母が相続して、母の相続対策でA社株式を子や孫へ贈与するなどの方法が考えられるが、対応策にあらわれていない。
- [37] 数年内に第二次相続が開始すると予想される場合、通算相続税が最も少くなる割合は  
●落とし穴  
相談事例の場合、母が法定相続分以上相続すれば、今回の相続税の納付税額は最も少なくなる。しかし、第二次相続(母)までの通算相続税の負担を考慮して、相続する割合を検討しておかなければ通算相続税が重くなる可能性が考えられる。
- [38] 同年に連続して相続が開始した場合、通算相続税が最も少くなる割合は  
●落とし穴  
相談事例の場合、父と母の通算相続税まで考慮して、相続税が最も少くなるのは、母が父の遺産を1円も相続しない場合である。しかし、母が配偶者の税額軽減の適用を受けない場合には、結果が異なることがある。
- [39] 小規模宅地等の特例の適用を受けることができる宅地等が複数ある場合の配偶者の税額軽減対策は  
●落とし穴  
相談事例の場合、父と母の通算相続税まで考慮して、相続税が最も少くなるのは、母が父の遺産を1円も相続しない場合である。しかし、母が配偶者の税額軽減の適用を受けない場合には、結果が異なることがある。
- [40] 農地等についての相続税の納税猶予の選択と、配偶者の税額軽減対策は  
●落とし穴  
相続税の納税猶予の選択と、配偶者の税額軽減対策は、一定の前提条件を基に立案して対策を実行することになるため、前提条件が異なれば相続対策の効果が消滅・減殺、又は逆効果となる。
- [41] 配偶者又は代襲相続人が相続の放棄をした場合の生命保険金の非課税規定の適用は  
●落とし穴  
相続の放棄を検討している場合に行つてはならないことは
- [42] 相続の放棄を検討している場合に行つてはならないことは
- [43] 相続の放棄をしたことによって、債務控除などの適用を受けることができなくなる場合
- [44] 死亡退職金の支給額によって、相続税が重くなってしまうと同族法人の法人税が軽減される場合
- [45] 贈与税の申告書を提出していても、贈与があつたと認められない場合  
●落とし穴  
贈与税の申告だけをもって贈与の事実の証明にはならないため、相談事例の場合、妻へA社株式の贈与が行われたとする事実の立証ができないと相続税の更正の請求は認められない。
- [46] 相続時精算課税と住宅取得等資金の贈与に関する留意点は  
●落とし穴  
平成21年1月1日から「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」が創設された。この住宅取得等資金の贈与については、非課税贈与とされている。しかし、平成15年~21年の住宅取得等資金の贈与で、相続時精算課税による贈与(1000万円)は非課税贈与に当たらない。
- [47] 相続税の税務調査において、相続人名義となっている株式について被相続人の財産として認定される場合
- [48] 土地を取得して賃貸マンションを法人で建築したが、土地の取得後3年内に相続が開始した場合の自社株の相続税評価額は  
●落とし穴  
土地を取得して賃貸マンションを法人で建築したが、土地の取得後3年内に相続が開始した場合の自社株の相続税評価額は
- [49] 未分割で申告し、分割協議が調ったため修正申告書を提出する場合の留意点は  
●落とし穴  
修正申告書の小規模宅地等の特例の付表(第11・12の2表の付表1)には、「特例の適用にあたっての同意」の記載欄がない。これは、期限内申告で特例選択があった場合には、特例対象宅地等を相続した者の同意は既に受けていることから改めて同意の必要がないためである。
- [50] 初申告では未分割として申告し、遺産分割協議が調った後の相続税の更正の請求と修正申告をする場合
- [51] 貸貸借型で「土地の無償返還に関する届出書」の提出がある場合の自社株の相続税評価額は
- [52] 「土地の無償返還に関する届出書」の提出の有無による、相続税評価額への影響は
- [53] 路線価が設定されている路線に面している市街化調整区域の農地の相続税評価を、過大に評価している場合
- [54] 固定資産税の課税明細書で被相続人が所有する不動産を確認したことにより、共有不動産の申告漏れが生じる場合
- [55] 非上場株式等について、後継者以外の者にも相続させるとした遺言書によって、後継者の持株が同族関係者の中で筆頭株主にならないような場合の特例事業承継税の適用は
- [56] 相続税の税務調査において、相続人名義となっている株式について被相続人の財産として認定される場合
- [57] 土地を取得して賃貸マンションを法人で建築したが、土地の取得後3年内に相続が開始した場合の自社株の相続税評価額は
- [58] 相続税の税務調査で土地の繩伸びを指摘された場合
- [59] 相続税の税務調査を受けて修正申告をする場合の提出のタイミングは

- に係る贈与税相当額の還付金請求権は、相続開始の日の翌日から起算して5年を経過した時点で時効消滅するので、今から相続税の申告書を提出しても控除されなかつた贈与税相当額の還付を受けることはできない。
- [60] 被相続人の準確定申告において、還付申告になるため申告期限は4か月以内とする規定の適用は  
●落とし穴  
所得税法125条2項では、還付等を受けるための確定申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相続人は、一定の事項を記載した申告書を提出することができるとしていて、申告書の提出期限については定められていない。しかし、相談事例の場合、青色申告特別控除額65万円の適用を受けるためには、法定申告期限内の申告であることが要件となっている。そのため、青色申告特別控除額65万円を適用することで確定申告義務が生じないとされる事例では、準確定申告書を相続の開始があつたことを知った日の翌日から4か月以内に提出しなければ、青色申告特別控除額は10万円で計算し、所得税を求めるものになる。
- [61] 未分割で申告し、分割協議が調ったため修正申告書を提出する場合の留意点は  
●落とし穴  
修正申告書の小規模宅地等の特例の付表(第11・12の2表の付表1)には、「特例の適用にあたっての同意」の記載欄がない。これは、期限内申告で特例選択があつた場合には、特例対象宅地等を相続した者の同意は既に受けていることから改めて同意の必要がないためである。
- [62] 未分割による申告の場合には、小規模宅地等の特例の選択について、特例対象宅地等を相続した全員の選択同意が必要とされている。
- [63] 初申告では未分割として申告し、遺産分割協議が調った後の相続税の更正の請求と修正申告をする場合
- [64] 落とし穴  
遺産が分割されたことで、共同相続人のうち、相続税額が増える人は修正申告をすることができるよう規定されている。しかし、共同相続人の1人でも「更正の請求」によって相続税額の還付を受けた場合には、任意とされている修正申告でも、修正申告をしなければ税務署長から更正処分を受けて相続税を納付することになる。
- [65] 貸貸借型で「土地の無償返還に関する届出書」の提出がある場合の自社株の相続税評価額は
- [66] 「土地の無償返還に関する届出書」の提出の有無による、相続税評価額への影響は
- [67] 路線価が設定されている路線に面している市街化調整区域の農地の相続税評価を、過大に評価している場合
- [68] 固定資産税の課税明細書で被相続人が所有する不動産を確認したことにより、共有不動産の申告漏れが生じる場合
- [69] 非上場株式等について、後継者以外の者にも相続させるとした遺言書によって、後継者の持株が同族関係者の中で筆頭株主にならないような場合の特例事業承継税の適用は
- [70] 相続税の税務調査において、相続人名義となっている株式について被相続人の財産として認定される場合
- [71] 土地を取得して賃貸マンションを法人で建築したが、土地の取得後3年内に相続が開始した場合の自社株の相続税評価額は
- [72] 相続税の税務調査で土地の繩伸びを指摘された場合
- [73] 相続税の税務調査を受けて修正申告をする場合の提出のタイミングは

## 索引

○事項索引